

掲載内容

第1章 製造・使用・販売・貯蔵

第1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

規制内容早見表

- 目的および定義
 - 規制の概要
 - 新規化学物質に関する規制
 - 新規化学物質の製造・輸入の届出
 - 新規化学物質の審査
 - 新規化学物質に係る試験・判定
 - 新規高分子化合物に関する試験・判定
 - 少量新規化学物質の製造・輸入の許可
 - 新規化学物質の届出を要しない場合の確認手続
 - 医薬品の中間物としての新規化学物質の届出
 - 第1種監視化学物質に関する規制
 - 第1種特定化学物質製造・輸入の許可
 - 第1種特定化学物質使用製品の規制
 - 第1種特定化学物質の使用届出
 - 第1種特定化学物質営業許可業者の義務
 - 第2種監視化学物質の製造数量等の届出
 - 第2種監視化学物質の有害性調査等
 - 第3種監視化学物質の製造数量等の届出
 - 第3種監視化学物質の有害性調査等
 - 第2種特定化学物質等の届出
 - 第2種特定化学物質等の実績数量の届出
 - 第2種特定化学物質の技術上の指針の遵守
 - 第2種特定化学物質の表示等
 - 雑則
 - 各種化学物質の通関手続
 - 販売に係る化学物質共通の規制
 - 試験法
 - 他法令との関係
 - 罰則
- ### 第2 労働安全衛生法
- #### 規制内容早見表
- 規制の概要
 - 製造禁止物質
 - 特定化学物質第1類(製造許可物質)
 - 特定化学物質第2類
 - 特定化学物質第3類
 - 有機溶剤(第1種～第3種)および表示物質
 - 鉛および鉛化合物
 - 四アルキル鉛等
 - 石綿
 - 通知対象物質
 - 既存化学物質・新規化学物質
 - 重度の健康障害の可能性のある物質
 - 危険物
 - 特定粉じん
 - 有害物ばく露作業報告対象物質
 - 労働基準法における化学物質規制
 - 家内労働法における化学物質

規制

第3 毒物及び劇物取締法

規制内容早見表

- 毒物・劇物・特定毒物の定義
 - 毒物・劇物の判定基準
 - 毒物・劇物の営業登録
 - 特定毒物の製造・輸入の許可
 - 毒物・劇物の営業登録の基準
 - 毒物・劇物の営業登録の変更
 - 特定毒物研究者の届出
 - 毒物・劇物の営業登録の更新
 - 毒物劇物取扱責任者の設置および届出
 - 業務上取扱者の届出
 - 毒物・劇物の表示
 - 特定の用途に供される毒物・劇物の措置基準
 - 毒物・劇物の取扱いに関する規制
 - 毒物・劇物の摂取・所持の禁止
 - 特定毒物の取扱いに関する規制
 - 毒物・劇物・特定毒物の貯蔵に関する規制
 - 毒物・劇物の譲渡手続および交付の制限
 - 毒物・劇物の営業登録の取消しおよび登録票の返納
 - 情報の提供(MSDS)
 - 毒物・劇物・特定毒物の輸送に関する規制
 - 毒物・劇物・特定毒物の廃棄に関する規制
 - 毒物劇物取扱責任者の業務
 - 立入検査等
 - 罰則
- ### 第4 消防法
- #### 規制内容早見表
- 危険物規制の概要
 - 危険物の分類
 - 貯蔵所等の種類
 - 施設の設置
 - 第1類危険物(酸性固体)
 - 第1類危険物(酸性固体)試験
 - 第2類危険物(可燃性固体)
 - 第2類危険物(可燃性固体)試験
 - 第3類危険物(自然発火性物質および禁水性物質)
 - 第3類危険物(自然発火性物質および禁水性物質)試験
 - 第4類危険物(引火性液体)
 - 第4類危険物(引火性液体)試験
 - 第5類危険物(自己反応性物質)
 - 第5類危険物(自己反応性物質)試験
 - 第6類危険物(酸性液体)
 - 第6類危険物(酸性液体)試験
 - 貯蔵等の届出を要する物質
 - 指定可燃物等
 - 危険物取扱者
 - 危険物に関する情報等
- ### 第5 高圧ガス保安法
- #### 規制内容早見表
- 高圧ガスの定義と分類
 - 高圧ガスの製造
 - 高圧ガスの貯蔵
 - 高圧ガスの販売
 - 高圧ガスの輸入
 - 高圧ガスの移動
 - 高圧ガスの消費
 - 高圧ガスの廃棄
 - 容器およびその附属品
 - 冷凍設備・特定設備・指定設備
 - 罰則

第2章 輸送・輸出入

第1 船舶安全法

規制内容早見表

- 危険物船舶輸送の概要
- 容器・包装に関する規定
- 標札・表示に関する規定
- 各危険物に共通の規定
- コンテナ輸送等
- 輸送関係書類
- 各種危険物の輸送
- ばら積み輸送
- 輸送危険物の船舶での貯蔵

第2 航空法

規制内容早見表

- 危険物航空輸送の概要
- 包装に関する規定
- ラベル
- 輸送書類および積載
- 持込危険物の規制

第3 道路法

規制内容早見表

- 通行禁止・制限対象危険物

第4 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)

- 規制の概要
- 特定有害廃棄物等の定義
- 有害廃棄物輸出入規制の概要
- 有害廃棄物の輸出
- 有害廃棄物の輸入

第3章 排出・廃棄

第1 環境基本法

規制内容早見表

- 規制の概要
- 関連環境規制等
- 事業者の責務
- 環境基本計画・環境基準
- 環境保全の施策等
- 大気環境基準
- 水質環境基準
- 土壌環境基準

第2 水質汚濁防止法

規制内容早見表

- 規制の概要
- 濃度規制(排水基準)・総量規制
- 特定施設の設置の届出等
- 排水の排出の制限等
- 損害賠償・報告および検査・罰則

第2の2 下水道法

規制内容早見表

- 規制の概要
- 下水排除基準
- 除害施設の設置
- 特定施設についての届出
- 水質測定の義務
- 罰則

第3 大気汚染防止法

規制内容早見表

- 規制の概要
- ばい煙の排出の基準等
- ばい煙発生施設の設置の届出等
- ばい煙の排出の制限等
- 有害大気汚染物質対策の推進
- 揮発性有機化合物(VOC)
- 損害賠償・報告および検査・罰則

第2の2 下水道法

規制内容早見表

- 規制の概要
- 下水排除基準
- 除害施設の設置
- 特定施設についての届出
- 水質測定の義務
- 罰則

第3 大気汚染防止法

規制内容早見表

- 規制の概要
- ばい煙の排出の基準等
- ばい煙発生施設の設置の届出等
- ばい煙の排出の制限等
- 有害大気汚染物質対策の推進
- 揮発性有機化合物(VOC)
- 損害賠償・報告および検査・罰則

第3 大気汚染防止法

規制内容早見表

- 規制の概要
- ばい煙の排出の基準等
- ばい煙発生施設の設置の届出等
- ばい煙の排出の制限等
- 有害大気汚染物質対策の推進
- 揮発性有機化合物(VOC)
- 損害賠償・報告および検査・罰則

第4 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

規制内容早見表

- 規制の概要
- 油
- 液体でない物質
- 有害液体物質
- 未査定液体物質
- 有害でない物質
- 危険物
- 海洋汚染物質

- 廃棄物
- 海洋汚染の防止のための薬剤
- 有害液体物質等および廃棄物の焼却の規制

第5 悪臭防止法

規制内容早見表

- 特定悪臭物質の定義
- 規制地域・規制基準
- 事業者の責務等
- 罰則

第6 土壌汚染対策法

規制内容早見表

- 規制の概要
- 土壌汚染対策に関連する条例等
- 特定有害物質の定義
- 工場・事業場の敷地の汚染調査
- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

- 要措置区域と形質変更時要措置区域の指定等
- 調査の方法・基準値等
- 土壌汚染による健康被害の防止措置
- 指定調査機関・指定支援法人
- 罰則

第7 ダイオキシン類対策特別措置法

規制内容早見表

- 規制の概要
- 国・地方公共団体、事業者、国民の責務
- 耐容一日摂取量・環境基準
- 排出基準・総量規制基準
- 特定施設の設置等
- 排出の制限・事故時の措置
- 汚染状況の調査・測定
- ダイオキシン類による土壌汚染に係る措置
- 罰則

- 国・地方公共団体、事業者、国民の責務
- 耐容一日摂取量・環境基準
- 排出基準・総量規制基準
- 特定施設の設置等
- 排出の制限・事故時の措置
- 汚染状況の調査・測定
- ダイオキシン類による土壌汚染に係る措置
- 罰則

- 国・地方公共団体、事業者、国民の責務
- 耐容一日摂取量・環境基準
- 排出基準・総量規制基準
- 特定施設の設置等
- 排出の制限・事故時の措置
- 汚染状況の調査・測定
- ダイオキシン類による土壌汚染に係る措置
- 罰則

- 国・地方公共団体、事業者、国民の責務
- 耐容一日摂取量・環境基準
- 排出基準・総量規制基準
- 特定施設の設置等
- 排出の制限・事故時の措置
- 汚染状況の調査・測定
- ダイオキシン類による土壌汚染に係る措置
- 罰則

- 国・地方公共団体、事業者、国民の責務
- 耐容一日摂取量・環境基準
- 排出基準・総量規制基準
- 特定施設の設置等
- 排出の制限・事故時の措置
- 汚染状況の調査・測定
- ダイオキシン類による土壌汚染に係る措置
- 罰則

- 国・地方公共団体、事業者、国民の責務
- 耐容一日摂取量・環境基準
- 排出基準・総量規制基準
- 特定施設の設置等
- 排出の制限・事故時の措置
- 汚染状況の調査・測定
- ダイオキシン類による土壌汚染に係る措置
- 罰則

第8 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

規制内容早見表

- 規制の概要
- 特定物質の定義
- 基準限度と実績の公表
- 製造・輸出・輸入
- 用途の確認
- 変更・承継・取消し・届出
- その他の規定事項
- 罰則

- 製造・輸出・輸入
- 用途の確認
- 変更・承継・取消し・届出
- その他の規定事項
- 罰則

- 用途の確認
- 変更・承継・取消し・届出
- その他の規定事項
- 罰則

- 変更・承継・取消し・届出
- その他の規定事項
- 罰則

- その他の規定事項
- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

- 罰則

最新の化審法に対応!

化学物質 規制・管理実務便覧

編集 化学物質管理実務研究会

【代表】大歳 幸男

(株)エフトロニック代表取締役社長

元(社)日本化学工業協会化学物質総合安全管理センター部長代理



化学物質の 規制が一目でわかる!

- 化審法、労働安全衛生法、毒劇法、消防法、高圧ガス保安法など、化学物質の管理において重要な28法令を取り上げ、その規制内容を簡潔に解説しています。
- 各法令の冒頭には、化学物質のグループ(規制区分)ごとに製造・販売から使用、廃棄にいたる各段階ごとの規制内容が一目でわかる早見表を掲げています。

加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,150頁
本体価格13,000円+税 送料実費

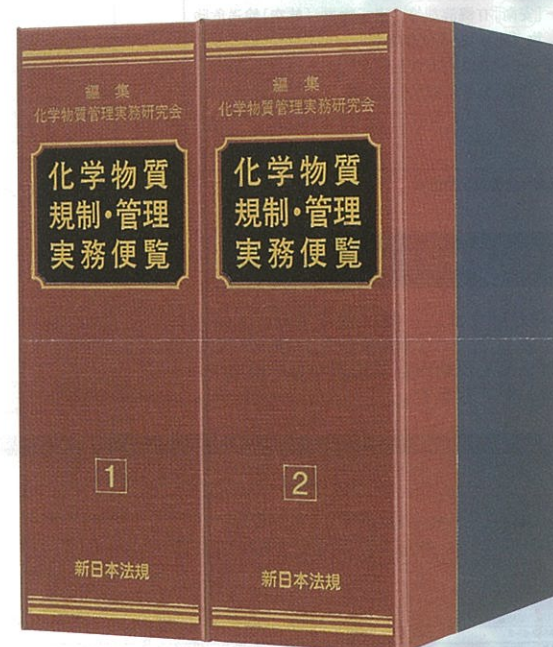
■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規 Web で 検索



創立70周年
これからもお客様とともに

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



組見本 (B5判縮小)

◆法令に規定された化学物質名と適用法令・規制区分を示した索引を掲載。
さらに【CD-ROM】により、一般に使用されている化学物質名(12,000件以上)からの検索も可能です。

化学物質名から法規制の内容を確認できます。

【例】「イソプロピルアルコール」で検索した場合のイメージ

法文名からの検索 索引

本書には法令に定義されている化学物質名と適用法令・規制区分の索引が掲載されています。

＜化学物質名索引より抜粋＞

適用法令

- イソプロピルアミン
[安衛]通知対象物質 [船舶]輸送危険物 [航空]輸送危険物 [海洋]有害液体物質
- イソプロピルアルコール
[安衛]有機溶剤等・表示物質 [航空]輸送危険物 [海洋]有害液体物質
- 5-イソプロピルウラシル
[化審]第2種監視化学物質

規制区分

※法令ごとの規制グループ

※安衛＝労働安全衛生法

解説本文

第2 労働安全衛生法

1 規制の概要

労働安全衛生法制定の経緯
1945年までの化学工業労働者数は約100万人に達していましたが、労働安全衛生法制定以前は、概して労働者の健康や安全を考慮するよりも、生産性を重視する傾向がありました。化学工業の発展に伴って、労働者の健康や安全を確保する必要性が強く認識されるようになりました。この背景の中で、労働安全衛生法制定の経緯が記述されています。

本書の各法令解説の冒頭には、規制区分ごとの規制内容早見表が掲載されています。

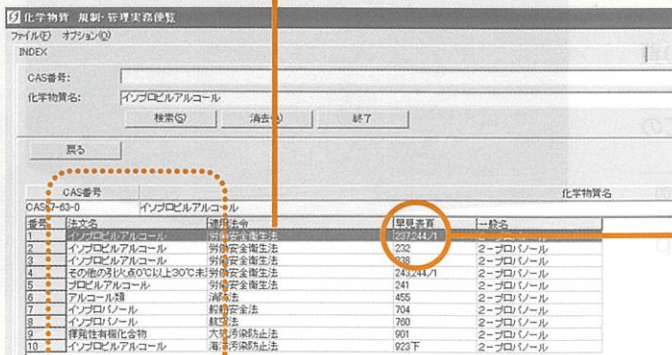
規制区分に対応した規制内容早見表

規制区分	目的	届出	申請	許可	禁止	表示	点検	基準	免状	罰則	その他
有機溶剤等	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
放射線	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
特定毒物	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
麻薬	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
白公示化学物質	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
第1種特定化学物質	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
監視化学物質	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
既存化学物質名簿記載物質	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
第2種特定化学物質	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3
優先評価化学物質	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法3令3

早見表頁

一般名等からの検索 CD-ROM

CD-ROMでは、一般に使用されている化学物質名やCAS番号から、法文名と適用法令・規制内容早見表の頁を検索することができます。



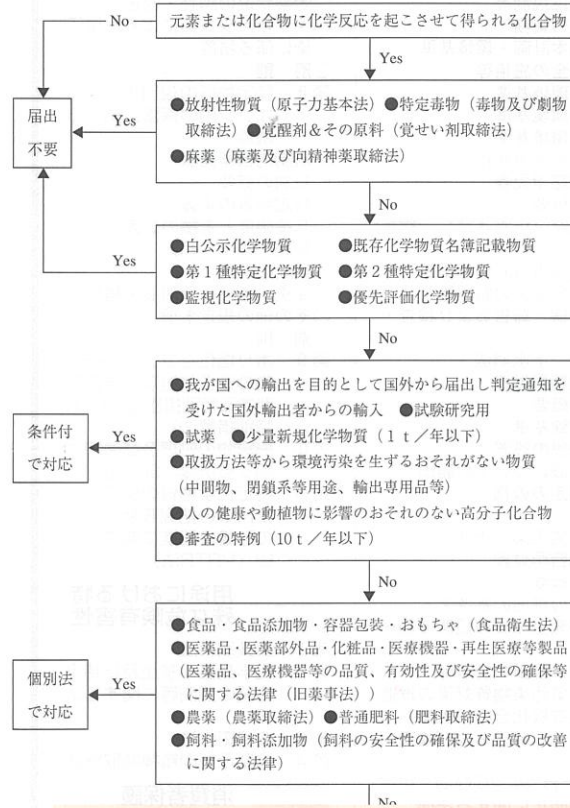
同じ化学物質でありながら、法令により異なる名称で規定されているものを検索可能！

規制内容早見表

新規化学物質

ライフサイクル	規制内容	目的定義等	届出申請	許可	禁止	表示	点検検査	基準	免状資格	罰則	その他
全般	定義	法1・2									法55
研究											
製造			法3令3	法3令3	法3令3	法3令3	法44			法58・61	22
製造・販売			法3令3	法3令3	法3令3	法44				法58・61	22
輸入			法3令3	法3令3	法3令3	法44				法58・61	22
輸送											
使用							法44				
廃棄											
試験法				法38・39・41			法44			法43	19
雑則										法41・43	19 3
その他										法44の3	19

【新規化学物質の届出要否の判断に係るフローシート】



新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市番町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
 ●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

4 新規化学物質の製造・輸入の届出

1 製造・輸入の届出

新規化学物質の製造・輸入の際は、次の要領で届出のし(届出省令2)、判定通知を受け取る必要があります。

製造・輸入の届出手続	
項目	内容
届出書	新規化学物質製造・輸入届出書(届出省令様式1)
添付資料	① 新規化学物質カード ② 微生物等による分解性試験(要約・試験報告書) ③ 魚介類の体内における濃縮度試験(要約・試験報告書)または分配係数試験報告書(要約・試験報告書)または類似物質との比較表 ④ スクリーニング毒性試験 a 復帰突然変異試験(届出様式・試験報告書) b 染色体異常試験(届出様式・試験報告書) c 28日間反復投与毒性試験(届出様式・試験報告書(本文の翻訳、本文、群別平均値表、個体別表)) ⑤ 高分子フロッスキーム試験報告書(要約・本文) ⑥ 生態毒性試験報告書 ⑦ 写真(提出する必要がある場合) a 染色体異常試験 b 28日間反復投与毒性試験 ⑧ 判定通知送付用切手添付の封筒(A4サイズ)
提出部数	届出書正本3部
提出先	各省担当窓口を経由して厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣(事務手続は、三省分まとめて経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室に提出します。)
審査期間	正式受理日から3ヶ月以内(最長で約1ヶ月)
備考	判定結果が届出者に通知された後、新規化学物質の告示名称等の付与手続が行われ、官報に新規化学物質の名称が公示されます。

注1 ○は、電子情報処理による申請が可能です(電子媒体届出通知)。
 2 添付資料は、物質により提出する部数が異なります。